

平成26年

第4回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

平成26年第4回教育委員会会議録

1 期 日 平成26年3月19日 水曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時30分

4 閉 会 午後4時20分

5 出席委員 田中 直美

猪股 春夫

北林真知子

伊藤佐知子

米田 進

6 説明のための出席者

教 育 長 米田 進

教育次長 栗津尚悦

総務課長 金田 恵

高校教育課長 鎌田 信

文化財保護室長 佐々木人美

教育次長 福田世喜

義務教育課長 吉川正一

特別支援教育課長 西嶋崇広

7 会議に附した議案

議案第 9号 教育庁等の職員の任免について

8 議決した事項

議案第 9号 教育庁等の職員の任免について

9 報告事項

- ・平成27年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について
- ・ユネスコ無形文化遺産保護条約「代表一覧表」の2015年サイクルについて
- ・高等学校臨時講師の不祥事案について

10 会議の要旨

【田中委員長】

ただいまより、平成26年第4回教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名員は2番北林委員と4番伊藤委員にお願いします。

審議に入る前に、議事の進行についてであります。議案第9号の「教育庁等の職員の任免に

ついて」は、その他全ての案件終了後に行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

それではそのように進行いたします。

はじめに、報告事項「平成27年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について」特別支援教育課長から説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

「平成27年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について」説明

【田中委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、次に、「ユネスコ無形文化遺産保護条約「代表一覧表」の2015年サイクルについて」文化財保護室長から説明をお願いします。

【文化財保護室長】

「ユネスコ無形文化遺産保護条約「代表一覧表」の2015年サイクルについて」説明

【田中委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

私から、質問させていただきます。

例えば、2014年サイクルとか、2013年サイクルなど、毎年このようなグループがあるのでしょうか。

【文化財保護室長】

御指摘のとおり、この「サイクル」という言葉を使い始めたのは、2014年からです。2014年サイクルは「和紙 日本の手漉き和紙技術」で、3件提案されています。文化庁では、色々な分野を次々と推薦していこうと考えたのですが、男鹿のなまはげの件で、似ているものがある場合はその違いを説明しなさいという指摘や年に一つしか推薦できないということがありましたので、前は個別に提案していましたが、類似するものをグループで提案するように方向転換しました。今年の11月には、手漉き和紙の結果がでるかと思しますので、その結果を注目したいと思います。

【田中委員長】

他になければ、次に、「高等学校臨時講師の不祥事案について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

「高等学校臨時講師の不祥事案について」説明

【田中委員長】

ただ今の説明について、質疑等ございませんか。

【猪股委員】

地方公務員法上、懲戒処分はできないということでしたが、その辺りをもう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

【高校教育課長】

地方公務員法では、すでに退職した者については、懲戒処分を行うことはできず、一度退職したものが再度任用されたときは、前の在職中の義務違反については懲戒処分できないのが原則である、と解釈されていますので、そのことに則ってのことです。ただ、私たちも、今回の事案は懲戒処分に相当する事案だと思いましたので、他県の状況についても確認したところ、他県においても、やはり処分はできないということから、処分してないということでした。

【猪股委員】

臨時講師は継続して臨時講師として勤務していると思えますが。

【高校教育課長】

臨時講師は、1年毎の任用であり、本県の場合は、4月1日から3月28日までの期間となっていますので、3日間、空くこととなります。一度退職して、次年度新たに任用する形になっており、多くの都道府県でこのような形をとっております。

【猪股委員】

このような重大な事案で、何も処分ができないということは、とても不満ですし、おかしいと思えますが、法律上そうであれば、どうにもならないのでしょうかね。

【高校教育課長】

そのことについては、私たちも歯がゆい思いがあり、どうにかしたいと他県に問い合わせたりもしましたが、地方公務員法の解釈上、やはり懲戒処分にはできないと判断したところです。

【北林委員】

法律上そのようになっているのであれば、その解釈を曲げてまでどうこうはできません。本人は上司に報告をしませんでしたし、情報が他からも入らなかったようですが、警察からの情報はなかったのでしょうか。

【高校教育課長】

昨年度末の売春グループの摘発事件があり、その関係で参考人として警察に呼ばれておりまし

たが、最終的には、不起訴となっております。この事案が発覚したのは2月末であり、あるところから情報提供があり、そこで私たちが調査したもので、警察から情報が入ったわけではありません。

【北林委員】

事実があってから発覚するまで隠しており、隠したという行為について責任を問うことはできないのでしょうか。

【高校教育課長】

地方公務員法の解釈上は、一度退職したものについては処分できないということなので、私たちも処分はできないと判断いたしました。

【田中委員長】

事件があったのは退職前のことですが、今回の任期中には、違反行為を上司に報告していないという義務違反があったのではないですか。そのことについても、何も問えないのでしょうか。

【高校教育課長】

今回のことが発覚してから、校長から厳重に注意をしており、最終的に本人が依願退職という形になっております。報告を怠ったということに関しては私たちも重大な違反行為と捉えたいところですが、校長からの厳重注意としております。

【田中委員長】

退職された方は、教員免許状はそのままで、また臨時講師として勤務することはできるのでしょうか。

【高校教育課長】

今回の行為によって、免許状が剥奪されることは免許法上はありません。

【猪股委員】

今回のことは、秋田県で一生懸命頑張っている先生たちを傷つけています。それでも、どうにもできないんでしょうね。

【田中委員長】

臨時講師は、今後も期間を空けて退職と任用を繰り返すということであれば、臨時講師という身分の方が同じようなことをすると、同じことが起こり得るということです。事件が起こらないことが一番ですが、今回のような事態にならないためにはどうしたらいいのかを考えていただくことも大事なことだと思います。

【高校教育課長】

不祥事防止についてはこれまでも徹底して呼びかけてきましたので、今回の事件については、

非常に遺憾に思います。教職員に対しては、繰り返し不祥事防止について研修会を実施するなど、徹底して参りたいと思います。

臨時講師の任用期間については、一度退職したという形をとらないと、次に採用することができないということになります。本県の場合では3日間の空白の期間を空けて、また採用することを繰り返さないと、次の採用がなくなってしまうので、今の形を変えることはなかなかできないかと思います。

【北林委員】

秋田県の場合は3日間ということでしたが、全国的にはどのようになっていますか。

【高校教育課長】

全国的には、1日から3日程度空けておりますが、4日というところもあります。

【田中委員長】

今回の事件の重さを本人がどこまで受け止めて辞めたのか、私たちが図り知ることができないことは非常に残念に思います。処分すればいいということではなく、本人がきちんと受け止めて二度と起こさないようにしていくことが大事だと思いますので、今回処分ができなかったことはとても残念ですが、こういう事件自体が起こらないように努めていただきたいと思います。

【高校教育課長】

本当に、深くお詫び申し上げます。このようなことが起こらないように、再度、指導を徹底していきたいと思います。

【田中委員長】

今回は報告事項であり、ここで議決は採りませんので、ただ今の報告については了解しましたということで、次に進みたいと思います。

次は、議案第9号についてですが、人事案件であるから秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

異議がないので、秋田県教育委員会会議規則第27条により秘密会とします。

傍聴の方は、退室願います。

(傍聴人退室)

※秘密会のまま終了。